

喜多方市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市耐震改修促進計画における地震時の建築物の総合的な安全対策の一環として、市民の安全と安心を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に適合しないブロック塀等を除却、建替え、改修するものに対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年1月4日規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 喜多方市耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀（基礎を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 当該ブロック塀等の所有者（当該ブロック塀等の所有者と同一世帯に属する者を含む）又は所有者の同意を得た、賃借者、購入予定者、管理者であること。
- (4) 喜多方市暴力団排除条例（平成24年12月21日条例第32号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない者。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、市内に存する避難路沿いにあるブロック塀等のうち、法に適合しない、又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却、建替え、改修（以下「除去等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の除却及び除却によって生じた廃棄物の運搬及び処分
- (2) 第1号の除却によって生じた存置部の取り合いの補修
- (3) 対象となるブロック塀等を除却し、除去した場所へのブロック塀等やフェンス、生垣の新設
- (4) 既存のブロック塀等の補強

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 補助金の対象となるブロック塀等の部分について、以前この要綱又は他の制度による補助金の交付を受けている場合
- (2) 補助金の対象となるブロック塀等が法第42条に規定される道路内に残される場合
- (3) 補助金の交付決定年度内に完了しない改修工事である場合

3 市内に本店又は支店等を置く工事施工者により施工される事業であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費の3分の2以内かつ15万円以内の額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、喜多方市ブロック塀等安全対策事業事前協議書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業内容等に係る事前協議を市長に行わなければならない。

- (1) ブロック塀等点検表(第2号様式)
 - (2) ブロック塀等の全景現況写真及び改修箇所写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (事前協議結果通知)

第7条 市長は、前条に規定する事前協議書の提出があった場合は、その内容を精査の上、申請者に対し喜多方市ブロック塀等安全対策事業事前協議結果通知書(第3号様式)により結果を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条第1項に規定する申請は、同項の規定にかかわらず喜多方市ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書(第4号様式)によるものとし、前2条の規定による事前協議が完了した後、補助対象事業に着手する前に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事見積書
- (2) 市税に係る滞納がないことの証明書(ただし、他市町村の場合は、納税証明書)
- (3) 住民票(世帯票)、登記事項証明書その他の対象ブロック塀等の所有者であることを証する書類(所有者以外の者が申請する場合にあっては所有者の同意書(様式第13号)を添付すること。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 規則第7条の規定による交付決定の通知は、第5号様式により通知するものとする。
(変更承認の申請等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、規則第6条第1項第1号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合には、喜多方市ブロック塀等安全対策事業補助金変更承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請書があった場合において、これを適当と認めるときは、当該申請した者に対し、第7号様式によりに通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 規則第8条第1項に規定する交付申請の取下げをしようとする場合は、同項の規定にかかわらず喜多方市ブロック塀等安全対策事業中止(廃止)届出書(第8号様式)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から14日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに喜多方市ブロック塀等安全対策事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、実績

を報告するものとする。

- (1) 工事請負契約書及び領収書の写し
 - (2) 補助対象経費が明示された工事内訳書の写し
 - (3) 工事完成の写真及び工事中的写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、喜多方市ブロック塀等安全対策事業補助金確定通知書（第10号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第14条 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、喜多方市ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（第11号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しを行ったときは、喜多方市ブロック塀等安全対策事業補助金取消通知書（第12号様式）により補助事業者へ通知する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。
- この要綱は、令和13年3月31日に限り、その効力を失う。